

新たな幼保連携型認定こども園関係スケジュール（案）

参考資料 6

		H26年度															H27年度
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国	政省令案提示	▼説明会															
	政省令制定			▼政省令公布（3月下旬が想定される）													
都	子供・子育て会議		▼部会	▼部会	▼親会												
	条例制定手続			▼立案依頼		▼議会付議		▼議決									
	周知																
	認可手続き																

第2回定例会に付議するには、4月初旬に部会で、5月上旬に親会で、条例案の了承を得る必要がある。

半年前に認可審査に入るためには、6月開催の第2回定例会で議決される必要がある。

平成27年4月新設予定から逆算すると、遅くとも半年前には基準(条例)に基づく審査業務を開始する必要がある。